

年次有給休暇の取得は承認が必要？

労働者が年次有給休暇を取得する日を指定した場合、上司（労働時間管理者）の承認や承諾は必要ありません。当然、許可制などではありません。

労働者が年次有給休暇を取る日を指定したとき、上司（労働時間管理者）が出来るのは「適法な時季変更権の行使だけ」です。言い換えれば、上司（労働時間管理者）が承諾しない限り、指定した年次有給休暇の取得は成立します。

労働基準法第39条第5項に「使用者は…有給休暇を労働者の請求する時に与えなければならない」とあります。この「他の年休をとらないのか」という質問に対し、59%の人が「有時季にこれを与えることができる」ことを時季変更権と呼びますが、年次有給休暇の取得について組合へ相談のある多くの場合に、上司である労働時間管理者がこの時季変更権を「承認（承諾）権」や「許可権」と勘違いしています。

最高裁判の判決（昭和62年7月）に「同法（労働基準法・書記局注）の趣旨は、使用者に対し、できるだけ労働者が指定した時季に休暇を取れるよう状況に応じた配慮をすることを要請している」とあります。労働者から年次有給休暇取得日の指定があったとき、上司（労働時間管理者、使用者）はまず、その労働者が休みの場合にどのような体制や運営を取るか、代替要員が必要ならばそれをどう確保するかといった努力を行わなければなりません。そうした努力を行なつても、「事業の正常な運営」が不可能な場合に、初めて「時季変更権」が行使できるのであり、それが「適法な時季変更権」の行使です。

年次有給休暇の取得率をアップさせるために

これが今まで法令に基づいて年次有給休暇の取得について述べてきましたが、各国と比較すると、日本の年休取得率は50%と最下位というデータもあります。（2016年リカで80%、韓国で53%だそうです。さらに、「なぜこれを与えることができる」とあります。この「他の年休をとらないのか」という質問に対し、59%の人が「有時季にこれを与えることができる」ことを時季変更権と呼びますが、年次有給休暇の取得について組合へ相談のある多くの場合に、上司である労働時間管理者がこの時季変更権を「承認（承諾）権」や「許可権」と勘違いしています。

それは、「適法な時季変更権の行使」とはどういうものでしょうか？

一方、働き方改革の一環として、様々な工夫で年休取得法を推進する企業も増えてきています。大学全体として一律法による年次有給休暇が大きく影響していることがうかがえます。

現代社会では、使用者（大学）が経営権や制度・規則の制定権を持つており、また、労働者に対する業務命令権も持っています。この関係下では、労働者は弱い立場に置かれています。まして、労働者の個々人がバラバラではなお更です。一人では、知識・経験の蓄積においても交渉力においても、組織として対応する使用者側と対等に渡り合うことは非常に困難です。

組織として対応する使用者側と有效地に交渉するためには、労働者の側も組織として対応することが必要になります。

広島大学教職員組合は学内に唯一の労働者の全学組織であり、また、労働組合法によって種々の権限が付与されている組織です。ここでは、大学の業務組織における職位や指揮命令系統とは関わりなく、加入する労働者はすべて平等な立場になります。つまり、加入する労働者一人一人が組織の主人公です。

また、労働組合法により、教職員組合からの交渉要求に対して使用者は誠実にそれに応える義務があります。そして、労働者が教職員組合に加入していることをもって、その労働者に対し他の労働者と比べて不利益な扱いをすることは禁止されています。

一人で抱え込んで悩んでいることを、組合に相談し、他の組合員と一緒に考え、その解決に向けて一緒に動くことができます。

教職員組合にはいろんな職種や職場、異なる立場の人たちがたくさんいますから、他の職場の状況を聞いたり、他の人の考え方を聞いたりして、自分の抱える問題をより客観的に検討することが可能になります。

また、給与や労働時間等の問題だけでなく、職場におけるハラスメント等也非常に重要な問題です。職場や働くことに関して疑問に感じたことは相談して下さい。職場では言いにくいことも、教職員組合では職種の垣根を越えて確認することが可能です。

そして、組合に加入すれば、組合が代理で交渉できます。大学に対する改善や解決を求める問題については、団体交渉で追求し、要求の実現に向けて動きます。

広報紙
ひろしま
発行 広島大学教職員組合
No.72
2018年5月8日発行
配布対象 広大全教職員
〒739-0046 東広島市鏡山1-7-2(広大西口)
内線(東広島84) 5390 TEL/FAX 082-422-7556
メールアドレス union@hiroshima-u.ac.jp
ホームページ http://home.hiroshima-u.ac.jp/union/

団体交渉のご報告

2/16
第113回
団交

3/5
第114回
団交

3/15
第115回
団交

契約職員の単価UPを実現しました！ やるね！組合成果!!

(詳細は裏面)

大学から提案のあった人事制度改革案（11項目）について、3回の団体交渉を経て、以下のように妥結しました。
全面的妥結は9件、条件付きで妥結したのは2件です。

今回妥結した案件も改善の余地が残っています。条件付きで妥結した案件と併せ、今後も交渉を続けていきます。

条件付妥結

1. クロスマポイント制度の見直し

クロスマポイント制度は、広島大学と他所で勤務配分を決めた上で働くための制度です。これまで、大学教員のみを対象としている現行制度の適用範囲を、他の教職員にも拡大したいというのが、当初大学側の提案でした。

組合は2016年1月、本制度の具体的充実に関する要求書を大学に提出していますが、いまだ回答を受領していません。制度が十分整備されていない中での適用範囲の拡大提案に対し、「まず、以前提出した要求書の内容に対しの改善提案を提示せよ」という立場をとりました。その後、大学側から「本制度は様々な要素が混在しており、内容の整備には時間を要するため継続としたい。その代わり、受入範囲を研究員（主に学術室）、教育研究推進員（产学連携）の二職種に限定して受入れたい。」と再提案があり、組合はこれを承諾しました。

本制度には未整備の部分が多くあり、特に、該当教職員の過重労働を防止する機能の未整備、利益相反に対する対応策について、組合として強く懸念をもっています。この2点と制度全体の整備について、今後も大学と継続交渉ていきます。

2. 職名の新設（Special Professor・Splendid Professor）

従来、一律に客員教員（客員教授、客員准教授、客員講師）としてきた授業担当者について、それとは別に大学の応援団の位置付けで、本学の定年退職者を対象に「Special Professor」、経済界・産業界等の有識者を対象に「Splendid Professor」の職名を新設するという提案です。本提案に対し、組合は反対の立場をとり、制度自体の廃止をもとめました。各支部へも意見を聞き、各支部からも反対意見を多くいただきました。これに対し大学は、運営費交付金が減少している現状、人件費削減に伴い教員全体の数が減少する中で、現役教員の負担を軽くする等を理由に、制度化を進めたいという意向を変更しませんでした。結果3月16日に、「制度化自体は認めるが、金額等の内容については保留とし、継続交渉とする」ことを条件に承諾しました。今後、継続交渉をしていきます。

あなたの加入を歓迎します！

*組合費（1ヶ月分）（ボーナスからは徴収なし）

【常勤職員】

月給制： 本給 × 0.5%

年俸制： 基本年俸 ÷ 12ヶ月 × 65% × 0.5%

【契約・非常勤職員／その他】 300～500円

支部組合員

事務 図書 総合科学 文学 教育
社会科学 理学 大学病院・霞 工学 生物生産 國際
附属中・高 附属小 附属東雲 附属福山 附属三原幼・小・中

*各支部費（単位 円／1ヶ月分） 2018年4月現在

事務0／図書0／総合科学50／文学50／教育100／社会科学50／理学30／大学病院・霞120／工学0／生物生産（常勤）300・（契約）100／國際0／附属中・高50／附属小0／附属東雲0／附属福山100／附属三原幼・小・中0

裏面に加入申込用紙について記載しています。

(編集 書記局 和田 古川)

組合加入はこちらまで！

加入申込用紙をご希望の方で送付いたします。

右記までお申ください。（ホームページからでも用紙は入手できます。）

<http://home.hiroshima-u.ac.jp/union/>

〒739-0046 東広島市鏡山1-7-2(広大西口)

内線(東広島84) 5390 TEL/FAX 082-422-7556

メールアドレス union@hiroshima-u.ac.jp

内線番号は東広島以外の地区からは84をつけてかけてください。

契約職員単価の見直しを実現！

平成21年以来9年ぶりに、契約職員の単価の見直しを実現しました。

組合は、継続的に契約職員のベースアップ要求を行ってきました。社会的情勢と比べると、まだまだ十分とは言えませんが、これまで据え置かれていた契約職員単価の見直しが行われたことは、大きな一歩です。

2018年度も、常勤職員の給与改定に合わせた改定に向け、継続的に交渉していきます。

今回、見直された対象職種と金額は、以下のとおりです。

☆初任給層で、時間給額が900円未満の号俸⇒

パートタイム勤務 フルタイム勤務
時間給約25円 月給額約4,000円UP！

【該当する職名及び号俸】

- ・契約一般職員・契約技術職員：1号俸
- ・契約技能員・契約環境整備指導員・契約病院技能員：1号俸（広島市勤務以外）
- ・契約環境整備員：1～3号俸
- ・契約用務員：1～2号俸
- ・契約病院調理員：1号俸、2号俸（広島市勤務以外）
- ・教育研究補助職員：1号俸（時間給額のみ）

☆上記以外で、単価設定上の契約職員の本給の額が現在の常勤職員の本給の水準に達していない号俸⇒

パートタイム勤務 フルタイム勤務
時間給額5円 月給額1,000円UP！

【該当する職名及び号俸】

1. 教育研究系契約職員

- ・特任教員、寄付講座等教員、共同研究講座等教員：（助教）月給制 1～6号俸、64歳以上 （講師）月給制 新1～新4号俸（准教授）月給制 新1～新3号俸
- ・病院助教：1～2号俸
- ・研究員、教育研究推進員：（助教相当）月給制 1～9号俸（講師相当）月給制 新1～新6号俸（准教授相当）月給制 新1～新4号俸
- ・教育研究補助職員：1号俸（月給）、2～7号俸、61歳以上
- ・歯科診療医
- ・医科研修医
- ・歯科研修医
- ・契約教諭：1～5号俸

2. 事務・技術系契約職員

- ・契約専門職員、契約病院専門職員：イ 1～4号俸、60歳以上 ロ 1～4号俸、60歳以上 ハ 1～3号俸
- ・契約一般職員、契約技術職員：2～9号俸、60歳以上
- ・契約病院一般職員：1～9号俸、60歳以上
- ・契約看護師：1～4号俸、60歳以上（新たに採用される者または第8条第1項第3号に掲げる職員）
- ・契約薬剤師：1～5号俸、60歳以上
- ・契約診療放射線技師、契約臨床検査技師：1～5号俸、60歳以上
- ・契約作業療法士、契約理学療法士、契約視能訓練士、契約言語聴覚士、契約臨床工学技士、契約栄養士：1～5号俸、60歳以上
- ・契約歯科衛生士、契約歯科技工士：1～6号俸、60歳以上
- ・契約技能員、契約環境整備指導員、契約病院技能員：1号俸（広島市勤務）、2～10号俸、60歳以上
- ・契約用務員：2号俸（広島市勤務）、3～10号俸、60歳以上
- ・契約病院調理師：1～6号俸、60歳以上
- ・契約病院調理員：3～6号俸、60歳以上
- ・契約病院用務員：1～5号俸、60歳以上
- ・契約病院医療補助員：1～6号俸、60歳以上

てり他リ徒采リ因伴文ソリスソリ合ヒ木ヒ。

パートタイム勤務者の病気休暇が、1時間単位・分単位で取得できるようになりました

パートタイム勤務者の病気休暇を、これまでの1日単位から細分化し、利用しやすく改正されました。労働者が利用しやすい制度になったことは良いことですが、無給休暇であることは改正されていません。組合は、これまで、常勤職員やフルタイム契約職員と同様に、パートタイム契約職員の病気休暇も有給にするよう要求しています。団体交渉の中でもその点を要求し、今後も継続交渉していくことを大学と確認しました。

配偶者同行休業制度が新設されました（常勤・契約職員ともに適用）

配偶者が海外で勤務する際、広島大学を退職することなく、休業により同行できるという制度です。組合の要求により、制度の適用範囲を、常勤だけでなく有期契約職員にも拡大した他、勤務期間が1年以上あれば利用できる、何回でも取得できる（ただし、1回取得すると1年間は取れない）など、より柔軟に対応できる制度となりました。（制度の詳細は、規則をご確認ください。）

○人事院勧告への対応

人事院勧告に連動し、勤勉手当の勤務成績割合の改定、昇給抑制の回復措置への実施（平成30年4月1日時点で37歳未満の職員への引上げ）が行われました。

○育児部分休業及び介護部分休業に関する見直し

勤勉手当における除算の見直しと、部分休業の一部取消しに関する規則整備に関する提案です。組合として、労働者に不利にならないのであればということを承諾しました。

○職員の勤務時間帯（勤務パターン）の見直し

- （1）東千田図書館の常勤職員の勤務時間
→10:30～19:15に変更
- （2）看護部に勤務する二交代制職員の長日勤
→7:30～19:45、8:00～20:15を追加
- （3）たんぽぽ保育園職員の勤務時間
→7:45～16:15を追加

の提案です。実態に即した改正ということで、該当者に不利益はなく、組合として承諾しました。



○「外国人研究員」の廃止

実態としては「特任教員」として存続されるが、「外国人研究員」という職名自体は廃止するという提案です。従来、特定の部局が任用枠を持っており、今後も引き続き任用ができるという点について、大学側へ確認済です。該当部局への説明を十分行うよう、要求しました。

○附属学校非常勤講師の更新上限の変更

現状70歳まで更新可能な非常勤講師の年齢を、65歳に引き下げる提案です。常に急な欠員補充が求められる附属学校園が、上限引き下げにより教諭が確保できない事態等が起こった場合には、就業規則の但書（ただし大学が必要と認めたときは、この限りではない。）で対応できるという点について、大学に確認済です。附属学校園側で、柔軟に運用できるよう周知徹底を要求しました。

○契約専門職員及び契約病院医療補助員の本給表の見直し

契約専門職員、契約病院医療補助員は、これまでフルタイムのみの雇用でした。現場の実態に合わせ、パートタイムで雇用したい人材がいる場合等に対応するため、パートタイムの雇用形態が新設されました。組合は、フルタイムを減少し、パートタイム雇用者を増やすなど、意図的な運用とならないよう申入れた上で、承諾しました。

組合書記局ではパートタイム職員を募集します！

- 勤務地：東広島市鏡山1-7-2 広島大学内（東広島キャンパス内）
- 仕事内容：広島大学教職員組合において、組合費の徴収や業者への支払等の経理、来客やメール・電話への対応、書類作成やデータ入力、印刷・郵送業務等、組合活動の支援業務を担当していただきます。書記局に所属し、その実務統括者の専従書記次長とともに、組合の日常業務にあたります。（ワード、エクセル、メールによる業務経験必須）
- 雇用期間：1年間の雇用契約（6か月の試用期間含む）
なお、勤務成績等が良好で業務上必要がある場合は、契約更新の可能性があります。
- 就業時間：9:00～16:00（うち1時間休憩。実働6時間）の週3日勤務。曜日は応相談。
- 賃金：時給1,000円（賞与無 通勤手当有 労災有 社保無 退職金無）
- 募集人数等：1名（総務・人事・経理の経験がある方歓迎）
※選考結果は6月下旬をめどに、個別に通知します。（勤務開始は7/1以降で応相談。）
- 応募の詳細は組合HPをご覗ください。（<http://home.hiroshima-u.ac.jp/union/>）

